

令和元年第4回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和元年12月17日（火）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大江 寿	7番	池田 賢治	13番	米澤 壽重
2番	村上 謙武	8番	安部 大助	14番	遠藤 義光
3番	菊地 政文	9番	前田 芳樹	15番	池田 信博
4番	石橋 雄一	10番	平田 文夫	16番	福田 晃
5番	村上 三三郎	11番	石田 茂春		
6番	西尾 幸太郎	12番	高宮 陽一		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	上下水道課長	河北 尚夫
副 町 長	大庭 孝久	建設課長	田中文男
教 育 長	村尾 秀信	大規模事業課長	村上 和久
総 務 課 長	野津 浩一	施設管理課長	大西洋 二
会 計 管 理 者	渡部 誠	危機管理室長	齋藤 和幸
財 政 課 長	石田 寛弥	総務学校教育課長	池田 茂良
税 務 課 長	濱田 勉	社会教育課長	吉田 隆
町 民 課 長	井崎 里恵子	布施支所長	竹本 久
福 祉 課 長	中林 眞	五箇支所長	金坂 賢一
保 健 課 長	平田 芳春	都万支所長	田中 順子
環 境 課 長	砂本 進	中出張所長	村上 克樹
商工観光課長	鳥井 登	中央公民館長	高梨 勇光
農林水産課長	藤川 芳人	総務課長補佐	野津 千秋
地域振興課長	佐々木 千明		

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	山根 淳	事務局長補佐	中村 恵美子
--------	------	--------	--------

議事の経過

**○議長（米澤壽重）**

おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 10時20分）

（本会議再開宣告 10時20分）

**日 程 第 1. 委 員 長 報 告**

「委員長報告」を行います。

各常任委員会の審査に付託した町長提出議案の議第86号「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算(第3号)」から、議第116号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町総合体育館・隠岐の島町運動公園〕」までの31議案、並びに継続審査となっている各常任委員会、特別委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等についてそれぞれの委員長の報告を求めます。

始めに、総務教育民生常任委員長 12番：高宮 陽一 議員

**○12番（高宮陽一）**

総務教育民生常任委員会の報告を行います。

委員会は、議会閉会中の11月13日、12月2日、3日、会期中の12月13日、16日に開催し、今定例会で付託されました案件並びに調査事項について審査したので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

付託案件は、議第86号「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算(第3号)」のほか、議第87号「令和元年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)」など8件と、議第96号「隠岐の島町印鑑条例の一部を改正する条例」など、条例の一部改正9件、議第116号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町総合体育館・隠岐の島町運動公園〕」1件、

計 18 件であります。

はじめに、審査の結果についてであります。議第 86 号「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 3 号)」及び各特別会計補正予算、指定管理者の指定については、全会一致で「可決すべし」といたしました。

条例の一部改正については、議第 99 号「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」については、賛成多数で「可決すべし」とし、その他の条例の一部改正については、全会一致で「可決すべし」といたしました。

次に、審査における主な意見や指摘事項について申し上げます。

まず、一般会計補正予算についてであります。

議第 86 号の「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 3 号)」のうち、教育費の有木小学校大規模改修事業費の補正予算であります。補正予算の概要は、設計管理業務委託料及び体育館関連工事、総額 1,974 万 3,000 円の追加であり、その内容はバリアフリー化のためのスロープ改修、屋根の雨漏り個所の追加、電気改修工事の追加等であります。

委員からは、「バリアフリー化のためのスロープ改修や屋根の雨漏り個所の追加などは補正予算の理由にはならない。」「事前に調査し、打合せをしておけば当初予算で対応できたはずでは。」との指摘がありました。また、電気改修工事については、島内での技術者の確保が出来ず、島外技術者の宿泊費が必要となったことから増額するものでありますが、委員からは、「契約後に技術者が確保できないことは請負業者の責任であり、増額は問題だ。」との意見がありました。

電気改修工事に関して執行部からは、「島内における各種工事の現状から、事前に、技術者の確保が困難な場合は協議に応じたいとの約束をしていた。」との説明がありました。

このように、到底、補正予算として対応することは好ましくないとの意見が多くありましたが、一日も早く、より良い教育環境の整備は必要であることから理解したところであります。

一般質問でもありましたように、契約を変更することに反対するものではありませんが、当初の計画段階において、しっかりと調査して計画するよう指摘いたしました。

次に、条例の一部改正についてであります。

議第 99 号「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、国家公務員等の給料制度の改定を参考とし、給料表の改定や勤勉手当の支給率及び住宅手当の改正を行うもののほか、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための

関係法律の整備に関する法律の施行により所要の改正を行うものでありますが、一部の委員から、期末勤勉手当の支給率は島根県よりも高く、その理由を問う意見もありましたが、賛成多数といたしました。

その他の条例につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により所要の改正を行うものが主なものであり、特に意見・指摘事項等はありませんでした。

次に、隠岐の島町総合体育館・隠岐の島町運動公園の指定管理者の指定については、1 団体からの応募であり、実績等を踏まえ、公益財団法人 隠岐の島町教育文化振興財団を指定管理者とするものであります。

隠岐の島町運動公園のトイレは一部洋式トイレになっているが和式トイレもあり、利用者のためにも洋式トイレに改修するよう要望いたしました。

また、所管課では、今回の指定に関して、4 つの要望事項を出しております。一つは利用者の要望・意見を反映する方法として意見箱の設置は行っているものの、それが全てでなく、今後、さまざまな方法を取り入れ、サービス向上に努めること。二つに施設利用状況から見えてくるわが町のスポーツ振興に係る課題の分析を行い、社会教育課とタイアップし、町民の健康増進と競技力向上に努めること。三つ目に職員配置体制や業務見直しは常に課題として捉えること。最後に施設の有効利用を図るよう、関係団体と連携し、各種大会誘致等にも取り組むことの4 点について改善要望をしたとのことであります。

最後に、所管の調査事項につきましては特に報告すべきことはありませんが、議会閉会中も引き続き調査研究してまいります。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告を終わります。

なお、村尾教育長には本年12月31日をもって、任期満了となりご勇退と伺っておりますが、3年の間、本町の教育行政にご尽力いただきまして、ありがとうございました。在職中は、いろいろと厳しいことも申し上げましたが、お許しをいただきたいと思います。退任後も引き続き、本町の教育行政に対してご尽力いただければ幸いです。3年間のご苦勞に対して、総務教育民生常任委員会を代表してお礼を申し上げます。ありがとうございました。

**○議長（米澤壽重）**

次に、産業建設常任委員長 6番：西尾 幸太郎 議員

**○6番（西尾 幸太郎）**

産業建設常任委員会の報告を行います。

委員会は議会閉会中の12月2日、3日、会期中の13日、16日の4日間開催し、付託案件14件の審査を行いました。

審査の結果は、付託案件は、全て全会一致で「可決すべし」といたしました。

審査の経過及び主な意見・指摘事項について、報告いたします。

議第86号「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）」の道路構造物維持管理推進事業、西郷145号線橋梁架替事業の愛の橋測量設計費4,200万円の減額補正は、意見調整に時間が掛かり、次年度に測量設計業務がずれ込むため減額するものであります。

委員会としては、役場としての設計ビジョンを地域住民にしっかりと示し、大きな遅れが出ないように事業を推進すべきと強く指摘をいたしました。

次に、振興事業の公共牧野管理費の牧野用地賃借料過年度分1,124万2,000円と牧野用地賃借料延滞利息89万1,000円は、平成22年度から平成30年度までの9年間未払いのあった牧野用地の賃借料と延滞利息を支払うためのものであります。

担当職員の多量の業務の煩雑さから、賃借料の支払い業務がされなかったと説明がありましたが、課内のチェック体制などの不備もあり、早急にチェック体制などの見直しを行い、二度とこのような不祥事が起こらないようにすべきであると、委員会として強く指摘をいたしました。

また、延滞利息分の支出については、委員会内で議論を行い、公費負担で延滞利息を支払うのに、関係職員への懲罰のバランスに問題があるなどの意見があり、委員会として不祥事の内容と懲罰のバランスについても今後再検討するよう指摘いたしました。

その他の付託案件につきましては、特に指摘事項はございませんでした。

次に、所管の調査事項について報告いたします。

牧野用地賃借料の未払いと公共住宅敷金未返還について、この2件の事案発生は、平成29年度に策定された「コンプライアンス行動指針」及び「不祥事防止アクションプラン」が未だ徹底されていないと言わざるを得ません。今一度、職員全体に「コンプライアンス行動指針」及び「不祥事防止アクションプラン」を徹底し、再発防止に努めるよう改めて強く指摘いたします。

プレミアム付き商品券の落丁について、2019年10月から販売している「隠岐の島町プレミアム付商品券」について、印刷業者による製本の工程でミスがあり、一部の商品券に落丁等があることが判明いたしました。

商品券は現金と同等で、丁寧かつ慎重に取り扱うべきものであり、チェック体制や対象者への周知方法など、しっかりと検討するよう指摘いたしました。

以上で、報告を終わります。

なお、所管の調査事項は、議会閉会中も継続して調査・研究してまいります。

## ○議長（米澤壽重）

次に、議会改革特別副委員長 7番：池田賢治 議員

## ○7番（池田賢治）

議会改革特別委員会の報告をいたします。

本町議会では、議会の活性化を図り、住民の議会への関心を喚起するため、また、議会が行政監視や政策立案などの機能を充実する必要があると考え、平成30年5月に「議会改革特別委員会」を設置し、次期改選時からの「議員定数及び議員報酬の在り方」について今日まで18回の委員会を開催し、精力的に調査研究を行ってまいりました。

全国的に少子高齢化が進む中で、町村議会議員の「なり手不足」が問われ、議員定数を減らし報酬を増額している議会や、議員確保のため議員報酬を増額している町村など、各自治体では対応に苦慮しているのが現状であります。当特別委員会では、「定数」と「報酬」は別であるという考え方で調査研究してまいりました。

詳細につきましては、お手元に配付しております「隠岐の島町議会議員定数・報酬に関する報告書」のとおりであります。その概要について報告いたします。

はじめに、議員定数についてであります。平成16年の町村合併時の48名、平成17年は22名、平成19年には16名となった経過や、地方自治法第91条における人口規模での定数制度の廃止、また、人口規模13,000人から13,999人、14,000から14,999人の類似町村の現状、県下町村との比較、更には、町長と議会という二元代表制や議会制民主主義など、先進地視察等も行いながら検討した結果、定数については、現状の16名は維持すべきといたしました。

次に、議員報酬についてであります。

議員報酬については、平成16年の合併時から16年もの間据え置かれている現状であり、活動範囲の拡大や国県からの事務事業の権限移譲等による行政課題が増加してきていること、諸物価・料金等の高騰、民間賃金や公務員賃金の引上げ、類似団体との比較などから増額すべきといたしました。

以上、議会改革特別委員会の報告といたしますが、町民の皆様、議員各位、並びに執行部におかれましては、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、町民の皆様から信頼され開かれた議会を目指すためにも、引き続き、議会の活性化に向けた取り組みが推進できるよう提言して、議会改革特別委員会の報告を終わります。

## ○議長（米澤壽重）

以上で、「委員長報告」を終わります。

## 日 程 第 2. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の議第86号「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）」から、同意第1号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」までの32件及び本日の議事日程第1で行いました各委員長報告を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番：村上 謙武 議員

## ○2番（村上謙武）

議案第99号「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」案に対して、反対の立場で討論をいたします。

地方公務員の給与水準に関しては、地域の民間給与との均衡の原則「民間準拠」をより重視し適用すべきとされております。

人事委員会を設置していない本町が、単独で地元民間企業の従事者の給与との詳細な比較を行うことは困難であることを前提に、いかに民間準拠を反映できるかを考えたとき、県内の事業規模50人以上の民間企業従事者4,400人を対象に県職員との給与比較を行っている県人事委員会の報告・勧告内容を重視すべきではないかと私は考えます。

したがって、本町の場合、県人事委員会の報告・勧告内容を十分考慮し、更に、本町の人口や財政規模、地方交付税等の収入財源の推移など、諸々の事情を熟慮したうえで職員の適正な給与水準を導きだし、議会での承認と町民への理解を得るべきではないかと考えます。

この度の条例改正で指摘すべきところは、今年度も勤勉手当の支給率を0.05か月引き上げる内容が含まれている点であり、これに関しては、県職員と比較して本町職員の期末・勤勉手当が0.35か月分も高い率となっており、町民感情に鑑みれば勤勉手当の引き上げは理解を得られないものではないと私は判断しております。

また、職員給与引き上げに関する担当課の説明も、「国家公務員等の給与制度の改定と県の人事委員会勧告を参考として決めた」という漠然とした説明のみであり、引き上げの根拠となる具体的な検討資料や参考資料の提示は全くなく、残念ながら理解が得られる十分な説明

がなかったところであります。

以上の理由により、私は職員の給与に関する条例改正に反対するものであります。

議員の皆さまにも是非ご賛同頂きますようお願いいたします。

**○議長（米澤壽重）**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番：平田 文夫 議員

**○10番（平田文夫）**

私は、人事院勧告による議第99号「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、賛成の立場から討論いたします。

ただいまの反対討論にも、さまざまな反対理由があげられておりましたが、反対者の主義主張に基づくものであります。

公務員の給与等は、住民の血税でまかなわれており、皆さんに対しては、人事院勧告の都度、風当たりが強くなってきておりますが、人事院勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対して適正な給与を確保する機能を持つものであります。

公務員の給与は市場原理による決定が困難であるため、その時々を経済・雇用情勢を反映して決定されており、民間給与に準拠して決められるものであります。職員組合が、散々論議を尽くしたうえでこの勧告による条例改定受け入れを決定したことに敬意を表したいと思います。

加えて、行財政改革といえ、すぐに人件費削減等の小手先的手段に走りがちであります。大事なことは、構造改革ではないでしょうか、このことは今後の行財政改革の考え方として一考していただきたいと申し添えます。

以上のような判断に従って、この条例改正については、従前より人事院勧告に準拠して改定されてきた本町の給与等の経緯を踏まえ、改定内容に沿って実施されることと思ふ適切なものであると考え、議第99号改正に賛成いたします。

聡明な議員各位のご賛同を、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（米澤壽重）**

次に、原案に反対者の発言を許します。

2番：村上 謙武 議員

（ 「討論は一括ではないのか」 との声あり ）

**○2番（村上謙武）**



事務局長の方から、今回の討論の方法の説明を受けましたので、それにしたがって私は反対討論をする予定ですので、事務局長の方から説明をお願いします。

( 「議会運営委員会を開催すべき」との声あり )

### ○議長 ( 米 澤 壽 重 )

暫時休憩とします。11時までといたします。

( 本会議休憩宣告 10時48分 )

休憩を閉じ、本会議を再開します。

( 本会議再開宣告 10時58分 )

先程、討論を一括と述べましたが、討論の内容が徹底されていなかったために今回は特別に再度反対討論の発言を許したいと思います。

2番：村上 謙武 議員

### ○2番 ( 村 上 謙 武 )

議案第86号「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算 (第3号)」について、反対の立場で討論いたします。

一般会計補正予算の反対理由でございますが、この度、畜産業振興事業において発覚した公共牧野の用地賃借料未払いにより発生した遅延利息、89万700円が補正予算に含まれている点であります。これに関しては、担当職員が長年にわたり、当然やるべき支払い事務を怠ったことにより発生した損害であり、これを公費で支払うべきではないとの判断に至り、補正予算に反対するものであります。

この度の遅延利息の損害は、地方自治法第243条の2の「職員の賠償責任」の規定に明らかに該当する事案であり、賃借料未払いに関して責任を問われる担当職員等が賠償すべき利息であると私は考えます。

今回の補正予算には、住民の暮らしにとって必要な予算が多く計上されていることは重々理解しているところですが、この度の遅延利息を公費で負担することはどうしても認めるべきでないという立場で一般会計補正予算に反対するものであります。

議員の皆さまにも是非ご賛同頂きますようお願いいたします。

### ○議長 ( 米 澤 壽 重 )

次に、原案に賛成者の発言を許します。

( 「なし」の声を確認 )

次に、原案に反対者の発言を許します。

5番：村上 三三郎 議員

### ○5番（ 村上 三三郎 ）

この議会に提案された農林水産業費の牧野用地賃借料過年度分の遅延利息89万1,000円の支出について反対する立場で討論を行います。

12月12日、議会の総括質疑において同僚議員の質問に対して、この件は「町組織の責任が重く、過失が大きいと判断した。そして、国家賠償法によって処理した」と答弁されました。

公共牧野管理事業については、一つは平成22年から9年間、事業が実施されています。二つ目は平成27年から未払金が増加した。三つめは、改善策として職員のコンプライアンスの向上に努めるとしています。

関係した職員に対する処分は「訓告」でした。処罰の軽重はあえて問いませんが、「一罰百戒」ということわざがあります。罪を犯した一人に罰を与えて、他の人が同じような罪や過失を犯さないように注意を促すこととされています。町当局の適切な処分により、職員が町民から負託された職責の重さ、職務に精励する意識の向上を図るべきだと思います。担当者の過失、怠慢により89万1,000円の遅延利息が発生したのであれば、担当者の責任を問うためにも遅延利息の全部もしくは一部を負担させるべきだと思います。

町が遅延利息89万1,000円を全額負担することに反対いたします。

### ○議長（ 米 澤 壽 重 ）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

他に討論は、ありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

### 日 程 第 3. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

始めに、町長提出議案の議第86号「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 多 数 )

起立「多数」であります。

したがいまして、議第 86 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 87 号「令和元年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）」から、議第 95 号「令和元年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第 2 号）」までの 9 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがいまして、議第 87 号から議第 95 号までの 9 件は、委員長報告のとおり「可決」しました。

次に、議第 96 号「隠岐の島町印鑑条例の一部を改正する条例」から、議第 98 号「隠岐の島町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」までの 3 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがいまして、議第 96 号から議第 98 号までの 3 件は、委員長報告のとおり「可決」しました。

次に、議第 99 号「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 多 数 )

起立「多数」であります。

したがいまして、議第 99 号は、委員長報告のとおり「可決」しました。

次に、議第 100 号「隠岐の島町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例」から、議第 105 号「町道路線の変更及び廃止について」までの 6 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 100 号から議第 105 号までの 6 件は、委員長報告のとおり「可決」しました。

次に、議第 106 号「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設町民ホール建築工事〕」から、議第 110 号「業務委託契約の締結について〔隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設展示物製作業務〕」までの 5 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 106 号から議第 110 号までの 5 件は、委員長報告のとおり「可決」しました。

次に、議第 111 号「指定管理者の指定について〔西郷お魚センター（1 階鮮魚・加工品販売所）〕」から、議第 116 号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町総合体育館・隠岐の島町運動公園〕」までの 6 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 111 号から議第 116 号までの 6 件は、委員長報告のとおり「可決」しました。

次に、同意第 1 号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」を採決します。

本案を原案のとおり「同意」することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、同意第 1 号は原案のとおり「同意」することに決定しました。

以上で、「採決」を終わります。

#### 日 程 第 4. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

各常任委員長、特別委員長から、審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査・調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長・特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

( 「異議なし」 の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

よって、各常任委員長、各特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

以上で、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除きまして、全て議了いたしました。

これをもって、令和元年第4回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

( 閉 会 宣 告 11時10分 )

以 下 余 白